

(4) 法人が株主に交付した株式に対する課税関係

24—3 削除

【解説】

改正前の本通達は、法人が株主に交付した株式に対する課税関係について明らかにした
もの。

【改正の趣旨等】

会社法では、法人が剰余金の配当として当該配当を行う株式会社の株式等（以下「自己
株式」という。）を株主に交付することができないことが明確化された（会社法 454①一）
ことから、本通達を削除した。

なお、剰余金の配当として法人が保有する自己株式以外の株式を株主に交付する場合、
又は法人が所得税法第25条第1項各号（（配当等とみなす金額））に規定する理由により株式
を交付した場合については、当該株式の時価によって配当所得に係る収入金額を計算する
こととされる（所法 36②）。

【参考】 会社法（抄）

（剰余金の配当に関する事項の決定）

第 454 条 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、
株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

2～5 省略